三次市告示第284号

三次市寺戸桜づつみサポーター設置要綱を次のように定める。

平成30年11月19日

三次市長 増 田 和 俊

三次市寺戸桜づつみサポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、寺戸桜づつみ植栽計画(平成30年11月策定)に基づき、 多くの人が桜の名所づくりを楽しめるように市民等が参加できる方法として市 が設置する組織(以下「寺戸桜づつみサポーター」という。)について必要な 事項を定める。

(定義)

第2条 寺戸桜づつみサポーター会員(以下「会員」という。)とは、寺戸桜づつみに関する次条の活動に参加する寺戸桜づつみサポーター会員に登録された個人、法人又は団体をいう。

(活動内容)

- 第3条 寺戸桜づつみの桜等について行う会員の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 罹患枝, 枯れ枝等の剪定
 - (2) 土壤改良
 - (3) 発生材の集積及び運搬
 - (4) 防除, 虫害抑制
 - (5) 新規植栽

- (6) 発生材の活用
- (7) 除草
- (8) その他のボランティア活動に関すること。

(役員等)

第4条 寺戸桜づつみサポーターには会長1名,副会長2名,剪定班長1名,集 積運搬班長1名,土壌改良班長1名,防除班長1名を置き,会員の互選により 選出する。

(申込み)

- 第5条 会員として登録を受けようとする者は、あらかじめ、寺戸桜づつみサポーター入会申込書 (兼)会員登録台帳(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、未成年者の申込みについては、申込みの際に親権者が承諾した証明として、親権者の記名・押印を求めるものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条第1項の申込書が提出されたときは、申込書に記載された ものを寺戸桜づつみサポーター会員に登録するものとする。

(登録の取消)

- 第7条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの告示の規 定に違反したとき、若しくはこの告示の規定に基づく指示に従わないときは、 手続を要することなく会員登録を取り消すことができる。
 - (1) 会員であることを目的外で利用したとき。
 - (2) その他会員として適切でないと市長が認めたとき。

(会員の責務)

- 第8条 会員は、登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。
- 2 会員は、自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。
- 3 会員は、活動に当たり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

(市の責務)

第9条 市長は、寺戸桜づつみサポーターの普及や啓発に関する措置を行うものとする。

(庶務)

第10条 寺戸桜づつみサポーターに関する庶務は、建設部都市建築課において 処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、寺戸桜づつみサポーターに関し必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年11月19日から施行する。